

岩手県監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき、監査委員監査基準（令和2年岩手県監査委員告示第12号）に準拠して行った行政監査及び定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和5年2月7日

岩手県監査委員 岩 淵 誠
 岩手県監査委員 佐々木 茂 光
 岩手県監査委員 五 味 克 仁
 岩手県監査委員 中 野 玲 子

1 監査対象機関、監査の実施内容及び監査の着眼点

監査対象機関	監査の実施内容	監査の着眼点
東日本大震災津波伝承館	監査対象機関で処理している事務のうち、収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し監査を行った。	収入、支出等の事務が適正になされているか、また、収入確保に係る債権管理、未収金回収等が適正になされているか、事務事業の執行に係る委託事業の契約事務、補助事業の交付決定事務等が適正になされているか等に着眼して監査を行った。
岩手県一関児童相談所	〃	〃
岩手県宮古児童相談所	〃	〃
岩手県立一関高等看護学院	〃	〃
岩手県立二戸高等技術専門校	〃	〃
岩手県県北家畜保健衛生所	〃	〃
岩手県漁業取締事務所	〃	〃
八幡平農業改良普及センター	〃	〃
中部農業改良普及センター	〃	〃
中部教育事務所	〃	〃
県南教育事務所	〃	〃
宮古教育事務所	〃	〃
岩手県立総合教育センター	〃	〃
岩手県立生涯学習推進センター	〃	〃
岩手県立大迫高等学校	〃	〃
岩手県立遠野緑峰高等学校	〃	〃
岩手県立一関第一高等学校	〃	〃
岩手県立一関第二高等学校	〃	〃
岩手県立一関工業高等学校	〃	〃
岩手県立花泉高等学校	〃	〃
岩手県立大船渡高等学校	〃	〃
岩手県立住田高等学校	〃	〃
岩手県立釜石商工高等学校	〃	〃
岩手県立山田高等学校	〃	〃
岩手県立宮古商工高等学校	〃	〃

岩手県立軽米高等学校	〃	〃
岩手県立福岡工業高等学校	〃	〃
岩手県立一関清明支援学校	〃	〃
岩手県立気仙光陵支援学校	〃	〃
岩手県立釜石祥雲支援学校	〃	〃
岩手県花巻警察署	〃	〃
岩手県北上警察署	〃	〃
岩手県遠野警察署	〃	〃
岩手県宮古警察署	〃	〃
岩手県二戸警察署	〃	〃

2 監査の結果 以上の機関については、おおむね良好と認められる。